

議案第 3 2 号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成23年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条中「佐倉市教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。